

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

被告第1準備書面

令和5年11月20日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

令和5年10月24日付訴えの変更申立について

第1 本案前の答弁

1 本案前の申立て

- (1) 原告らの訴えを却下する。
 - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

2 理由

令和5年7月27日付被告答弁書第1-2のとおりである。

第2 本案に対する答弁

1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告らの請求を棄却する。
 - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

2 請求の原因に対する答弁

訴状請求原因に対する答弁を被告第2準備書面で行い、それと異なる主張事実については、別に書面を提出する。

以上

